平成２８年（フ）第４５８２号
大阪府門真市巣本町８番３－406号
債務者　森本　　修
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９６号
大阪市西成区岸里東１丁目６番25号　マンションベアー　201号
債務者　奥村　節子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４号
愛知県豊橋市弥生町字西豊和44番地５（202）
債務者　山下　　茂
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６５号
愛知県豊川市蔵子６丁目５番地16
債務者　足木　理恵（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６４号
島根県出雲市神門町610番地３コーポＹ．Ｔ－Ｂ－203
債務者　白須　直行
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時15分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４８９号
栃木県宇都宮市鶴田町1044番地４　ハートランド宇都宮
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２２１号
東京都港区台場１丁目３－２－1107
債務者　横森美喜子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２３号
東京都小平市小川西町４丁目14－８－201
債務者　織田　雅子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２４号
東京都世田谷区宮坂２丁目１－９　山越ハウスＢ－201
債務者　塩野由紀乃
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２３８号
東京都板橋区前野町４丁目40－３－203
債務者　古川比沙子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２６５号
東京都足立区千住寿町37－15
債務者　藤田　友弥
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２８６号
千葉県千葉市美浜区幕張西１丁目１－11－201
債務者　武石　聡司
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２８８号
東京都世田谷区中町３丁目30－13　粕谷方205
債務者　原　　朋子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３号
静岡市駿河区みずほ３丁目３番地の１　シャルム202号、旧住所静岡県焼津市小土1107番地の２　フルール26　103
債務者　小松　慎哉
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８６号
栃木県小山市西城南３丁目14番地７　ウイングタウンＰ棟
債務者　大出　将広
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係